

平成28年度 第2回 周南市総合教育会議 会議録

- 1 日 時 平成29年3月16日(木) 開 会：13時30分
閉 会：14時55分
- 2 場 所 周南市岐山通1丁目1番地
周南市役所第2応接室
- 3 出席委員 木村健一郎市長 中馬好行教育長 池永博委員 松田敬子委員
片山研治委員 大野泰生委員
- 4 事務局 教育部長 教育部次長
- 5 出席者 政策推進部長 政策推進部次長 企画課長
生涯学習課長 学校教育課長 人権教育課長 学校給食課長
中央図書館係長
- 6 書 記 教育政策課(担当課長補佐、担当係長、主任)
- 7 協議事項

順位	件 名
1	教育行政に係る計画等の「教育大綱」への一本化について
2	大田原自然の家の方向性について

●事務局

ただ今から、平成28年度「第2回 周南市総合教育会議」を開催いたします。

それでは、はじめに会議の主催者であります市長から開会に当たってのあいさつをお願いいたします。

●市長

皆さま、こんにちは。市長の木村健一郎でございます。

本日は大変お忙しい中、教育委員の皆さんにおかれましては、第2回周南市総合教育会議にご出席いただき、心から感謝をいたします。

さて、私は、かねてより「“共に。” 未来へ贈りたい周南市(まち)をつくる。」 「次世代に、想いをつなぐ。誇りをつなぐ。」という言葉に胸に刻み、市政運営を行っておりますが、次世代を担う子供たちの教育は、非常に重要であると認識しておりまして、教育環境の整備を含め、しっかりと取り組んでいかなければいけないと考えているところであります。

今年度も残すところあとわずかとなっておりますが、新年度におきましては、皆さんと私が協議を重ねて策定いたしました教育大綱の基本理念であります「未来(あす)に向かって“共に”育む、周南の子供」の具現化に向けまして、タブレット型情報端末の導入、中学校の空調整備事業の推進、また、本市の大きな特徴でありますコミュニティ・スクールの取組を通じた「地域と“共に”にある学校づくり」等の教育行政を一層推進し、「ふるさと周南」に誇りと愛着をもった心豊かな子供を育てていくために取り組んでまいります。

また、公民館の整備も積極的に進めるとともに、公民館の拠点性を高める取組の推進につきましても、この総合教育会議におきまして2度にわたって頂戴いたしましたご意見を踏まえて、生涯学習の推進拠点という機能に加えまして、地域づくり活動の拠点としての役割をより発揮できるように、平成30年度からの市長部局化をめざしていくことを、先の市議会におきましても明言させていただいたところでございます。

教育委員の皆さんにおかれましては、今後も、幅広い見地からご協議をいただき、事業実施にあたりましても、ぜひ、力添えをいただきますようお願い申し上げます。

それでは、本日の総合教育会議でございますが、前回の会議から引き続いて、教育行政に係る計画等の「教育大綱」への一本化についてと、大田原自然の家の方向性についてご協議いただく予定といたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局

それでは、これからの会議の進行につきましては、市長が行います。

1	教育行政に係る計画等の「教育大綱」への一本化について
---	----------------------------

●市長

それでは、早速、本日の次第に沿って、進めさせていただきます。

まず1番「教育行政に係る計画等の『教育大綱』への一本化について」であります。

この件に関しましては、前回の会議でもご協議いただき、市民の皆さまにとって、本市の教育行政の方向性がより分りやすくなるよう、また、「教育大綱」、「周南市の教育」、「教育振興基本計画」、この3つが屋上屋を架すことのないよう、「教育大綱」の理念のもとに中長期的な本市の教育振興のための基本的な計画を「教育大綱」に盛り込み、一体化する方向で進めさせていただくことで結論を得たところであります。

本日は、これらを一本化した「教育大綱（案）」について、ご意見をいただきたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

それでは、教育行政に係る計画等の「教育大綱」への一本化について、ご説明いたします。

本日の会議資料では、別冊として配布いたしておりますが、「周南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（案）」をご覧ください。

まず最初に、この度新たな「教育大綱」として本市の教育行政に係る計画等の一本化を実施する必要性や趣旨についてご説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

ページの上段に記しておりますとおり、本市のまちづくりのマスタープランは、「周南市まちづくり総合計画」であり、この「まちづくり総合計画」の「前期基本計画」において、教育政策の基本施策や推進施策、基本方向等を規定し、教育行政の方向性等を示しているところであります。

このため、教育委員会が独自に作成しておりました冊子「周南市の教育」につきましても、平成27年度までは、「まちづくり総合計画」の政策分野別の基本方針として策定しておりました。

こうした中、昨年度、教育委員会制度改革の重要な取組のひとつとして、本総合教育会議における協議を通じて、新たに、本市教育の目標や施策の根本となる方針である「教育大綱」が策定されましたことから、「周南市の教育」につきましても、平成28年度から、構成を大きく変更した上で、「教育大綱」の基本方針を踏まえたものとして策定したところであります。

このように、教育委員会制度改革を進める中におきましても、多くの自治体で進めておられます「教育振興基本計画」の策定が喫緊の課題となっており、「教育大綱」で定める基本理念や基本方針等と整合し、中長期的な本市の教育振興のための基本的な計画となるものとして、本市におきましても、本年度末の策定を進めたいと考えているところであります。

こうした現状にあって、市長のあいさつの中にもありましたとおり、市民の皆さまに、本市の教育行政の方向性がより分かりやすいものとしてお示しするため、「教育大綱」と「周南市の教育」そして「教育振興基本計画」が屋上屋を架すことのないよう、「教育大綱」の理念のもとに、一本化することを目的として新たな「教育大綱（案）」を定めてまいりたいと考えております。

それでは、新たな「教育大綱（案）」の内容につきましてもご説明いたします。

お手数ですが、表紙を開いていただいた直後の「目次」をご覧ください。

新たな「教育大綱（案）」は、5章の構成といたしておりまして、第1章で策定の趣旨等を、第2章で周南市の教育環境について、第3章で基本理念等を、第4章で5年間の重点事業や成果指標等の施策の展開を、そして、第5章で大綱の理念の推進に向けた取組についてを編纂したものであります。

次のページをお願いいたします。「第1章 教育大綱の策定について」であります。

先ほどご説明いたしましたとおり、新たな「教育大綱」は、現在の「教育大綱」の理念のもとに、「周南市の教育」や「教育振興基本計画」の内容を包含したものととして策定することといたしておりますことから、ページの下段にあります「教育大綱の策定の趣旨」の項の第2段落部分に、その旨を追記した他は、現在の教育大綱の文面を転記いたしております。

次に、3ページをお願いいたします。「第2章 周南市の教育を取り巻く状況」についてであります。

この章は、教育に関する各種の調査結果を用いて本市の教育を取り巻く状況をお示しするものとして新たに加筆いたしましたものであり、子供の学力や生活習慣、体力の状況、そして生涯学習の状況等について掲載いたしております。

まず、本市の子供の学力の状況といたしましては、全国学力・学習状況調査の結果を用いて、学力を示す一つの側面として、本市の児童・生徒の平均正答率と全国の平均正答率と比較したものでありますが、近年は、いずれの教科も全国の平均を上回っており、こうしたデータは、今日まで培われてきた「周南教育」の成果の表れであるとともに、確かな学力を形成するために、人材育成等の取組を今後も弛みなく推進することの重要性をお示したものであります。

4ページでは、子供の生活習慣・学習習慣等の状況として、同じく全国学力・学習状況調査の結果を用いて、本市の子供たちの自尊意識や規範意識の実態、地域とのかかわりや学習の状況について説明したものでありますが、いずれの項目も、肯定的な回答の割合が全国平均より高く、豊かな心を育成するために、学校・家庭・地域が連携し、一体となって社会総がかりで取り組んでいる状況が推察できるとともに、こうした取組の継続が重要となっていることをお示したものであります。

5ページでは、子供の体力・運動習慣等の状況を掲載いたしております。本市の子供の体力につきましては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点において、山口県全体の傾向と同様に、全国平均点を下回る傾向にありましたが、様々な継続的な取組により回復傾向にあることや、持久力や敏捷性等に優れているものの、筋力や柔軟性等について課題があることを示しております。

6ページは、本市が平成21年度と平成25年度に実施いたしました意識調査等の結果を比較することで、生涯学習活動の広がりや学習の目的について分析したものであります。

この結果から、世代に関係なく、生涯学習活動の取組が推進されていることや、その学習の目的が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにしたいといったものに加え、学びの成果を、地域づくりやまちづくり活動、あるいは社会福祉活動などの公益を担う活動に活かしていきたいといった意識の広がりがみられたところであります。

次に、7ページをお願いいたします。

「第3章 基本理念・基本方針」であります。この章も第1章と同様に、本市の教育振興のための基本的な計画を新たな「教育大綱」に盛り込み、一本化することを目的としておりますことから、現在の「教育大綱」基本理念であります「未来（あす）に向かって“共に”育む、周南の子供」や5つの基本方針を、内容を変えることなく、まとめて掲載することで、より市民の皆さまに理解していただきやすいものとして編集したものであります。

それでは、10ページをお願いいたします。

「第4章 施策の展開」でございます。この章では、まず10ページで、基本理念や5つの基本方針を再掲し、それぞれの基本方針を具現化するための推進方向として、15の取組を進めていくことを体系的にお示しすることで、より市民の皆さまの理解が進むことを期したものであり、11ページ以降に、それぞれの推進方向ごとの対象施策、重点事業、成果指標や目標をお示ししております。

なお、現在の「教育大綱」では、基本理念、5つの基本方針、15の推進方向の他に11ページ以降において、紺色のリボンに白抜き文字で掲載いたしております対象施策までを規定いたしておりますが、この新たな「教育大綱(案)」におきましては、それぞれの対象施策ごとに中長期的な重点事業をお示しすることにより、施策の具体的な展開方法を明らかにすることをめざしたところであります。

加えまして、12ページに掲載いたしましたとおり、新たに15の推進方向ごとに成果指標等をお示しすることにより、より本市の教育行政の目標を明らかにするとともに、事業の進捗管理や到達点の把握を容易にし、PDCAサイクルによる継続的な事業改善を可能とする内容を追加したところであります。

それでは、それぞれの推進方向ごとに主要な要素についてご説明いたします。

まず、11ページの「推進方向1 コミュニティ・スクールの充実」についてであります。

ここでは、コミュニティ・スクールコンダクターの巡回による学校運営協議会の運営支援の推進、地域の人が集う学校づくりや小中合同学校運営協議会の充実による連携強化などの重点事業の推進により、地域住民の来校者数を、平成31年度までに7万7000人から9万人に増加させることなどの成果指標を定めたところであります。

次に、13ページの「推進方向2 地域教育ネットワークの拡充」であります。ここでは、放課後児童クラブとの一体化の推進による放課後子供教室の充実や青少年のボランティア活動への支援を推進することにより、市イベント等への中学生・高校生のボランティア参加者数を、7599人から約1.7倍となります。1万3000人へと増加させることなどの成果指標を掲げております。

次に、15ページの「ふるさと周南」に誇りと愛着をもった心豊かな子供を育てることを目標といたしました、「推進方向3 道徳教育の充実」であります。

ここでは、道徳の授業づくり研修会の実施等による道徳的実践力を高める取組の推進、読書活動や地域と連携した体験活動等の充実、さらには、本物の文化や芸術に触れる感動体験による心の教育の充実等の重点事業を推進することを通じて、道徳教育についての校内研修を3回以上開催した学校の割合を46.5%から80.0%に増やすことなどの成果指標を定めたところであります。

次に、17ページの「推進方向4 幼児教育の充実」では、幼児教育アドバ

イザーの配置や研修会の開催により実践的な幼児教育の理解を推進し、幼児教育の質の向上を図ることなどの重点事業をお示しし、こうした事業の推進により、現在は未実施であります市主催の研修会へ、全ての保育士等が参加することを目標として掲げたところであります。

次に、19ページの「推進方向5 確かな学力の育成」におきましては、個に応じた学びを保障するとともに、教員の授業力を磨き、知的好奇心の高揚を図る授業づくりを進め、児童生徒の学力の向上に努めるための様々な重点事業の推進を通して、22ページに掲げましたとおり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒の発生率を、平成27年度の9.4人から、平成31年度には5.0人以下に縮減していくこと等の成果指標を掲げたところであります。

次に、23ページの「推進方向6 健やかな体の育成」であります。

ここでは、5ページでご説明いたしましたとおり、全国平均と比して下回る傾向のある体力について、体育学習や保健学習の充実、生涯スポーツによる地域づくりや食育の推進等の重点事業を掲げ、保健体育の授業は楽しいと感じている児童生徒の割合を65.0%にするという成果指標等を定めたものであります。

次に、25ページの「推進方向7 子供たちの『生きる力』を育成する生徒指導体制の充実と教職員の人材育成」におきましては、いじめ問題などの課題克服、不登校児童生徒に対する支援の強化、周南市教育研究センターを中心とした教職員の資質能力の向上等の重点事業をお示しし、成果指標といたしましては、22ページにも掲げておりますが、不登校児童生徒の発生率の大幅な減少やいじめ解消率を100%にすることなどを目標としているものであります。

次に、27ページの「推進方向8 望ましい教育環境の充実・整備」であります。ここでは、ICT環境の整備や快適な学習環境の実現のために、中学校への空調設備の整備やタブレット型情報端末の導入、安心安全な学校施設の整備、学校適正配置の推進、義務教育9年間でつながりのある教育の推進などの重点事業を確実に実施していくことを通して、信頼と期待に応える教育環境の整備を図ることとしておりまして、成果指標ではそれぞれの重点事業の目標値を規定したところであります。

次に、30ページの「推進方向9 安心・安全な学校給食の提供」におきましては、学校給食における衛生管理の徹底や安全な食材の確保、また、地産地消の推進や魅力ある献立づくりを中心とした食育のさらなる充実、そして新たな学校給食センターの建設を柱とした施設設備の整備等の重点事業をお示しし、地産地消実施率の継続的な推進を図ることなどを成果指標としたものであります。

次に、32ページの「推進方向10 生涯にわたって学習、スポーツができる環境の整備」では、学び・交流プラザを中心とした公民館等での交流活動を通して、より多くの市民が生涯学習に触れる機会を提供するとともに、スポーツ活動の支援、適正な施設の維持管理の推進等の重点事業を実施することによ

り、成果指標としてお示ししている生涯学習機会の充実やスポーツへの意識高揚を表す各目標を定めたところであります。

次に、34ページの「推進方向11 文化芸術活動の推進」であります。

この項では、優れた文化芸術に触れる機会の拡充、市民の文化芸術活動の支援、文化会館や美術博物館等の文化拠点施設の効果的な維持管理に努めることなどの重点事業を掲げ、具体的な成果指標として美術博物館の特別展覧会観覧者数を、5786人から平成31年度には8000人にしたいという目標値等を定めたところであります。

次に、36ページの「推進方向12 文化財の保護と活用」の項では、文化財の適切な保護や伝統芸能等の保存継承の促進、郷土の歴史や文化を学び意識の醸成を図る各事業、そして危機感を抱く状況となっておりますツル保護事業等を重点事業として定め、成果指標に関しましても、今日までの取組を継続的にそして一層充実する3項目について掲げたものであります。

次に、38ページの「推進方向13 読書が育むひとづくり・まちづくり」につきましても、利用者ニーズに対応した図書館資料の収集と提供、そして現在、精力的に進めております駅前図書館の整備、読書活動を促進する各種の重点事業をお示しし、駅前図書館の供用開始をひとつの起爆剤として、読書が育むひとづくりを一層加速していくことを目標として、個人館外貸出延べ利用者数を平成27年度の20万6034人から約1.7倍となる35万人とするなどの成果指標を定めたものであります。

次に、40ページ、「推進方向14 人権教育の推進」であります。ここでは、今日まで培われてきた「市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり」を継続的に発展させていくため、人権意識の向上や人権教育指導者の養成等の重点事業を確実に実施していく旨をお示しし、成果指標につきましても、現在の取組の一層の推進を表す2項目について掲載したものであります。

42ページをお願いいたします。推進方向としては最後の「15 まちづくりを担うひとづくり」についてであります。

ここでは、まちづくりを担う人材の育成、市民参画による学習機会の提供、学んだ成果を生かす仕組づくりについての重点事業を具体的に記載し、学習成果を地域づくりやまちづくり活動に生かしたいと回答した人の割合を増やしていくこと等の成果指標を掲げ、着実に「まちづくりを担うひとづくり」を推進していくことを定めたところであります。それでは、44ページをお願いいたします。

最終章となります「第5章 教育大綱の推進に向けて」であります。

ここでは、「地域づくり」という観点から他の地域振興等の関連行政とあわせて市長部局において一元的に所掌しております文化・スポーツ行政等、教育行政は多様な側面を有しており、教育委員会をはじめ、市長部局との連携が重要となっております。

こうしたことから、周南教育における「不易と流行」を見極め、効果的で効

率的な教育行政の着実な推進のために、改めて本章で関係部局や関係機関との連携について記載するとともに、各施策の進捗状況の点検と評価を適切に行い、これを報告・公表することで、PDCAサイクルによる継続的な事業改善につなげ、周南教育のより一層の振興を図ることをお示ししているところであります。

教育行政に係る計画等の「教育大綱」への一本化についての説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●市長

ただ今の説明にもありましたように、新しい教育大綱は、教育大綱の基本理念である、「未来（あす）に向かって“共に”に育む、周南の子供」を具現化するために、5つの基本方針を核として、これに、教育振興基本計画の内容が肉付けされた内容になっています。

こうして、基本理念のもとに教育行政に係る方針や計画等を一本化することで、周南市がめざす教育の方向性がより具体的になり、市民にとっても分かりやすくなったと感じています。

教育長、何か補足することはありますか。

●教育長

今、事務局から説明をさせていただきましたように、「周南市の教育」、「教育振興基本計画」、これらが大綱に一本化することによって、本市がどういう教育めざしていくのか、また、長期にわたる教育行政の方向性や施策指針というものがこれでより明確になっていくのだろうと思っています。

実は、もう一つ、単年度ごとの事業の内容や予算にかかわることを市民に伝えることはもちろんですが、学校の方にも伝えることを毎年行っていますが、この部分まで大綱に載せていくことは、難しいかなと思っています。

こうした、具体的なものについては別立てで作って市民の皆さまや学校等にお知らせすることによって、教育の大きな柱から、より具体的なものまでひとつの方向性の中でお示しできるのだろうと思っています。

●市長

お示ししているものは、案ですので、ぜひ皆さんの意見をお聞かせ願いたいと思います。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

●池永委員

一本化することについては、前回の会議で進めることになりましたし、内容も非常に分かりやすくなっていると思います。

ただ、これまでは「周南市の教育」は学校関係だけに示していたと思いますが、大綱となると多くの市民に見ていただくということを考えないといけないと思います。どの程度の配付を考えていらっしゃるのか、計画があるのでしょうか。ただ、冊子になっただけでは意味がないので、市民のみなさんにどのように、基本理念や基本方針などをお伝えしていくかがこれからの課題であると

思います。計画等ありましたら教えてください。

●事務局

従来 of 取組と同様になります but、まず、議員の皆さまにお伝えしたいと思っております。その後、校長会等を通じて今までと同様に各小中学校の先生方、あるいは幼稚園、保育園等へ説明と配付をしたいと思っております。

市民の皆さまに対しては、まちづくり総合計画などと同様にホームページを活用して参りたいと思っておりますし、出前講座などのメニューにも掲げて、市民の皆さまのニーズに応じて、ご説明させていただきたいと思っております。

また、市長のあいさつの中にもありましたが、30年度に向けて市長部局への一本化を考えております公民館等におきましても、公民館主事がございますので、主事を通じて、市民の方にお伝えするチャンスはないか、模索してまいりたいと考えております。

今後、教育委員会の中で委員の意見を賜わりながら、どのように広めていくか、具体化していきたいと思っております。

●池永委員

先ほど話したように、「教育大綱」は、なかなか見る機会が少ないかなと感じています。非常にいい内容が書いてありますので、教育を高めていくためにはこれらを実現させていくことが必要です。市民の皆さまに目を通していただいたり、知っていただく機会を増やすことが必要かなと感じています。教育関係者しか、なかなか見ないのかなと思いますのでその辺りが課題かなと感じています。

●市長

他の教育委員の方で、周知方法について何か意見がございますか。

●片山委員

12ページの方に、コミュニティ・スクールの充実により、地域住民の来校者数が現状で7万7000人とありますが、学校に来てもらう方法をさぐりながら、学校が行っていることとあわせて伝える機会がいいのかなと思います。なかなか、ネット等で見られない方もあるでしょうから、こうしたかわりのある方を通して今後、周知まではいかないかもしれませんが、まず、知っていただくことが大切かなと思います。コミュニティ・スクールの効果の実態が徐々に始まっています。

●大野委員

一本化された大綱が分かりやすく、これから何をしたいこうしているのかよく理解できる内容になっています。保護者として学校に出入りしている時に、こういったことに基づいて教育が進められているということが、今まではあまり把握していませんでした。実際、保護者の方も全てを読むところまでは、なかなかいかないのでは感じています。保護者の方々と話している時に、一番多いのは、写真や表になったものは、目に入りやすいとよく聞きますので、7ページにあるようなイメージ図を発展させた1枚程度のものがあつたらいい

のではないかなと感じています。

●松田委員

この大綱は、教育委員会関係の計画等もまとめられていますので、これ1冊で、求めている成果もわかるものだと思います。

地域のいろいろな集会など、こういう話題があるらしいとか身近で話を聞くと理解しやすいので、大綱があるということを知地域のリーダーさんが集まるところで、少し時間をいただいて簡単な説明をしていただくと、地域の中でより広がっていくのかなと、自分自身が地域にいて感じています。

●市長

この大綱の中で、興味を持って見たのが3ページから5ページの表で、全国との比較で、4ページの表で自己肯定感が子供たちに育っているのが分かります。

これは、公開しているのですね。ぜひ、市民の方にも周南市の教育は素晴らしいということを知らせたいなと思いました。体力などは、少し劣ったところもありますが、これらを出していくことによって力の入れた教育がされるかなと思います。

この大綱を全部見るのはむずかしいので、例えばケーブルテレビの番組とか、市の広報などで、大切なところのポイントを絞って掲載するとか、工夫して、出前講座を積極的に行うとか、PTAの方々にも働きかけをしてみたらいいですね。去年の4月から広報戦略課という部署も設置していますので、相談しながら効果があるように適確な広報についても進めて行けたらいいですね。

他に、意見はございますか。

●片山委員

私も、一本化で非常に分かりやすくなったと思います。周知については進めていただきたいと思います。実際、学校訪問をさせていただいて、推進方向にも掲げてあります、平成24年から進めているコミュニティ・スクールについてですが、それぞれの訪問させていただいた学校の特色や地域性を生かした特徴が出ていて、地域にとっての効果も出ていますし、学校にとっても地域の方が学校に行きやすくなったりして、相乗効果が出ています。自信を持って進めて行くべきだと感じました。

●大野委員

学校に出入りをされる方、地域で活動をされている方は結構重なっている方が多いので、その方々の負担が増えることのないような配慮をしていただけるとありがたいなと思っています。内容としては、具体的な数字も上がっていますので、こうした取組が市民レベルで目に見えて変わるとか、感じるとかできていけばいいなと思っています。内容については、良いと思います。

●松田委員

内容は、よくまとめられ、理解しやすくなっているなと思いました。7ページの「全ての子供が健やかに成長・発達していくために、幼児教育の質の充実

を図ります。」というのは、この度の大綱に新たに追加されたのですね。

●事務局

幼児教育につきましては、市長部局の方で保育所・幼稚園を一元的に進めている中で、今回、こちらの箇所は保育幼稚園課の協力を得て作成しております。その中で、新規に追加させていただいております。

●松田委員

周南市の生涯学習推進プランの中に、周南出前トークの実施件数の指標が掲載され、平成31年度の目標が掲げられていますが400件になっておりますが違いを教えてくださいませんか。

●事務局

松田委員がおっしゃるように、第3期の生涯学習推進プランの指標といたしましては、400件を目標数値としておりましたが、今回、大綱を作成するにあたって、現在の実績が年度ごとに件数は変わるにしても、現在の目標を下回る目標は、定めたくないというところで今回、500件に変更させていただいております。

●市長

生涯学習推進プランの策定は、いつでしたか。

●事務局

昨年度でございます。

●市長

500件への修正は、よろしいですか。

他にございますか。

貴重な、ご意見やご提言をいただきました。ありがとうございました。

昨年度、教育委員会の皆さんと“共に”策定いたしました「教育大綱」と、周南市の教育指針である「周南市の教育」が、こうして一本化できたことで、市長と教育委員会が、同じ方向性で一体となって教育行政を進めていくことが、より明確に市民の皆さまにお示しすることができたと考えておりますし、また、市民の皆さまにとっても、教育行政の取組がより明確に理解していただけるものと期待いたしております。作るだけでなく、これをしっかり伝えて行くことに取り組んでまいります。

この、一本化された新たな「教育大綱」につきましては、市議会や市民の皆さまにしっかりと分かりやすくお伝えしてまいりたいと考えております。

今後も、「未来（あす）に向かって“共に”育む、周南の子供」の基本理念の実現に向けて、これまで以上に一体となって、“共に”進めてまいりましょう。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

●市長

それでは、次に、2番「大田原自然の家の方向性について」であります。
事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

生涯学習課長の山本でございます。現在検討を進めております「大田原自然の家」の今後の方向性について、その概要を、資料に沿ってご説明いたします。
1ページをご覧ください。

まず、「1施設設置の経緯及び目的」です。昭和46年に休校となった徳山市立中須小学校大田原分校を、青年団OBで組織する財団法人徳山青年館の理事が中心となって、施設の設置計画を教育委員会に提案されました。その後、教育委員会・徳山青年館において協議を行い、開設準備と管理運営を徳山青年館へ委ねる形でスタートしとてございます。その後、必要最低限の改修工事を実施した後、延べ600人の参画を得て施設周辺の環境整備や準備作業を行い、集団宿泊訓練及び野外活動等を通じて心身ともに健全な青少年の育成を図ることを目的に、昭和57年に開所の日を迎えました。

大田原自然の家では、小、中学校の児童、生徒の宿泊訓練及び野外活動を行うこと、青少年及び社会教育関係団体等の研修活動を行うこと等の事業を実施しています。

ここで、大田原自然の家で実施する主催事業についてご説明いたします。

冊子の最後に参考資料を付けております。11ページ、12ページをご覧ください。主催事業は、大きく4つに分かれています。それぞれ、特色ある事業を実施しており、参加者からも好評をいただいています。まず、子供対象事業です。宿泊を伴うプログラムを低学年から高学年まで幅広く参加ができるようしており、応募率も高く、2倍を超える競争率の事業もあります。

次に、指導者・ボランティアの養成事業です。若者を中心に、人材育成に向け力を入れている事業です。

12ページをご覧ください。家族対象事業です。幼児から中学生までとその家族を対象に多くのプログラムを実施しています。ものづくりから自然に親しむ活動等、普段子供たちが経験できないことを、ご家族と一緒に楽しんでいただいています。

その他、一般対象事業は、ご覧のとおりです。以上が、大田原自然の家で実施している主な事業です。

再び1ページをお願いいたします。次に「2施設概要」です。施設の敷地面積は、2万3千308平方メートルで、これは東京ドームの約半分の広さに当たり、このうち、1万240平方メートルが借地です。敷地内には、定員20人の部屋を4室備える宿泊棟をはじめ、体育館、ログハウス、雨天活動場、あずま屋、体験農園、ふれあい広場、風呂などがあります。

ログハウスは、定員の異なる5棟があり、5棟全体での宿泊定員は約70人です。また、風呂は、宿泊棟の浴場、五右衛門風呂、釜風呂、ひのき風呂があります。施設内の配置図は、1ページのとおりです。

2ページをご覧ください。主な施設について、写真を載せています。ログハウスや雨天活動場など、ボランティアの皆さん手作りの施設も多くあります。

3ページをご覧ください。まず、使用料からご説明します。「青少年」とは、満25歳以下の者とし、「青少年」と「その他の者」とに区分して、さらに「青少年」を「市内の小・中学生」、「市外の小・中学生」「その他」の3つに分けた使用料設定としています。

また、減額、免除についての規定は、ご覧のとおりです。食事は、給食又は食材を提供しています。給食の場合の料金は、ご覧のとおりです。休所日、使用時間、宿泊施設の概要につきましても、ご覧のとおりです。

4ページをお願いします。

「3 施設の現状と課題」です。まず、利用者実績です。昭和57年の開所から、平成28年3月までに34万人を超える利用者がありました。平均すると、1年間で1万人の利用があったことになり、本市の青少年教育の場として、また地域リーダーの育成の場として欠くことのできない施設となっています。ここでは、過去5年間の実人数、延べ人数、団体数を載せています。年間の延べ人数は、4年連続で1万人を超え、実人数、団体数も微増となっています。

次に5ページ、施設を支えるボランティアです。大田原自然の家は、年間1000人を超えるボランティアが関わって運営していることも大きな特徴であり、貴重な財産になっています。主催事業、施設整備、農作業それぞれで多くのボランティアに支えていただいています。

6ページには、施設の稼働率を載せています。稼働率は、使用部屋数で集計しています。1年間トータルで、日中、夜間に使用した実績のある日をカウントして算出しています。計算方法は表の上部にあるとおりです。いずれの施設も、土、日、祝日の稼働率が高く、これらの日は宿泊として夜間使用する人も多いことがわかります。また、平日昼間の稼働率が比較的高いのは、夏休みなどの長期休暇期間中の使用が多いことが理由のひとつだと考えられます。稼働率を見ましても、青少年にとって非常にニーズの高い施設であることがわかります。

次に課題についてです。宿泊棟は、昭和27年3月建築で築64年で、また体育館は昭和38年12月建築で築53年が経過し、老朽化が著しい状況です。また、宿泊棟裏に急傾斜の裏山が迫っており、宿泊棟や体育館など一部が土砂災害特別警戒区域に指定されています。グラウンドを除くその他の部分も土砂災害警戒区域に指定されるなど、安全面での不安が非常に高くなり、利用者の安心・安全の確保が重要です。

なお、山口県は、平成21年2月に、大田原自然の家周辺の土砂災害特別警戒区域及び警戒区域の指定を行っています。また、大田原自然の家へ向かうお

よそ3キロメートルの市道は道幅が狭く、離合も困難で大型バス等の乗り入れもできません。この市道は、平成22年の大雨による土砂崩れのため通行止めになり、中須から向かう幅員の狭い県道のほかにルートがなかったことなど、自然災害等が発生したときの施設の孤立化等が懸念されます。

7ページには、土砂災害警戒区域の図面を載せています。黄色の線で囲んでいる箇所が土砂災害警戒区域、赤い線で囲んだ箇所が土砂災害特別警戒区域です。先ほどご説明したとおり、グラウンドを除く大部分が土砂災害特別警戒区域及び警戒区域に指定されていることがわかりいただけると思います。

次に8ページです。「4 議会が実施した行政評価に関する決議」です。過去、平成25年度、平成28年度の2回にわたり市議会から行政評価に関する決議がなされました。いずれも、安心・安全の視点から施設の方向性について早急に方針を示すよう決議されたところです。

この決議を受け、現在、施設分類別計画を策定し、方向性を定めるため検討を重ねているところです。検討にあたっては、当然、利用者など大田原自然の家に関わっておられるさまざまな立場の方々から意見を伺うことが重要と考えております。

「5 意見の聴き取り等」をご覧ください。まず、大田原自然の家運営協議会の委員の皆さまの意見です。この協議会は、周南市大田原自然の家条例に規定し、設置しているもので、大田原自然の家の基本的な運営方針、整備計画、利用促進等について協議いただく組織です。学校教育関係者、社会教育関係団体関係者や学識経験者など委員6名で構成しています。協議会では、過去3回にわたってご意見を伺いました。安心・安全の課題はあるものの、大田原自然の家での体験活動は、子供たちにとって重要であること、多くのボランティアが運営等に関わっており、これまで築いてきた人材を失うこととなるため、現在地での継続実施を望む意見が出されました。その他、休廃校等の学校を活用したらどうかとの意見もございました。

次に、利用者の皆さんへアンケートも行いました。約1か月にわたりアンケートを実施し、152名の方から回答がありました。青少年の野外教育施設の必要性は9割を超える方が必要であると回答しており、施設の設置場所として重要視するものとしては、魅力的なプログラムの充実と答えた方が最も多く、以下、自然災害への心配があまりないこと、交通の利便性がよいこと、大自然を十分に生かせる環境であること、現在地であることの順となりました。

大田原自然の家に関わってこられたボランティアの方のご意見として、現在の施設に愛着があり、現地での建替えを望むとの声がある一方、安心・安全のために移転もやむを得ないとの考えの方もおられ、意見が分かれたところであります。

また、大田原自然の家を側面から支援してこられた、おたばら応援団のご意見として、地域と共に大田原自然の家を支援してきたが、地区の過疎化や高齢化が進み、おたばら応援団だけでは、周辺の環境美化や維持等を含め、大

田原自然の家を支えきれない状況となりつつあるとのことで、施設の老朽化や土砂災害警戒区域等の状況を含めて考えると、非常に残念ではあるが、他の地域への移転もやむを得ないとのことでした。

最後に「6 今後の施設の方向性」についてです。10 ページにあるとおり、現施設を活用し、土砂災害危険区域に立地している建物の地域内の建替え、他の地域への移転や類似する施設等への統合、事業の廃止並びに民間に移管等の大きく3点から検討を重ねてきた結果、現時点では青少年の育成に資する集団宿泊訓練及び野外活動事業は継続することとし、安心・安全を担保する必要があることから、さまざまな立場の方々からのご意見踏まえて今月末、平成28年度末までに施設分類別計画を策定し、その中で方向性をお示しすることとしています。

大田原自然の家は、長い間多くの方々に支えられて築いてきた貴重な財産、資源です。また、多くの方に愛され、親しまれてきた施設でもあり、この施設に関わってこられた皆さんの思いもさまざまあることから、方向性を慎重に検討しているところです。

本日の会議を経て、来週の教育委員会では施設分類別計画（案）として提出し、その後、市議会へもご報告してまいります。

11 ページ以降は参考資料です。先ほどご説明した主催事業一覧が11 ページ、12 ページ、13 ページから18 ページには、県内・市内の類似施設を載せています。県内には、13 ページ地図でお示ししているとおり、国の施設が1箇所、県の施設が4箇所、市町の施設が6箇所あります。最近では、県立光青年の家が平成24年3月末をもって廃止されました。

14 ページから17 ページには、それらの施設と大田原自然の家との比較を記載しています。設置目的、宿泊可能人数、利用者数、協力ボランティア数、運営団体、運営費を比較しております。規模の大小はありますが、次世代の人材育成を視野にいれ、多くのボランティアが関わっているのが大田原自然の家の特徴です。

18 ページには、類似する市内の公共施設の設置目的と実績、施設概要を載せています。鹿野地区に2箇所、大津島に1箇所あります。いずれの施設も青少年の健全育成に特化した施設ではありませんが、体験活動等が可能な施設です。なお、民間においては、「ふれあいの森なんでも工房」という施設が須々万地区にあります。子供の体験活動を中心に活動され、年間1万人の利用がある施設です。以上で説明を終わります。

●市長

ただ今の説明にもありましたように、大田原自然の家は、昭和57年5月8日の開所以来、青少年教育と地域振興に対する熱い情熱と高い能力を持った指導員やボランティアの方々、また、献身的なご協力をいただいております地域の方々等の想いと力が結集した活動を、35年間にもおよぶ長い間続けていただいております。

まさに、体験活動を通じて子供たちの健全育成にも大きく寄与している施設であると、高く評価いたしているところでもあります。

私といたしましても、青少年の健全育成に資する集団宿泊訓練や野外活動事業の理念や機能は、是非とも継続してまいりたいと考えておりますが、一方で、大田原自然の家は、土砂災害特別警戒区域に立地し、施設の老朽化も著しく、加えて、施設につながる道路も降雨時等の安全性が懸念される状況にあります。

こうしたことから、現在、今後の大田原自然の家の方向性について、利用者やボランティアの皆さま、大田原自然の家運営協議会や、おおたばら応援団など幅広い方々のご意見をお聞かせいただいているところでありまして、今後、こうしたご意見を踏まえて一定の方向性を見出してみたいと考えております。つきましては、ぜひ教育委員の皆さんの忌たんのないご意見を頂戴いたしたいと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

●片山委員

施設を視察させていただいて、これまでの実績やいろいろな話、また施設が警戒区域土砂災害地域に指定されていると聞いて非常に残念に思いました。景色や、自然の中の雰囲気、一番は人の関わり、地域の方々やボランティア、そしてスタッフが一生懸命いろいろなプランを掲げて、取組んでいらっしゃる。聞くところによると、学生で、ここでの体験をきっかけに学部を変更して先生になったということで、そういった話を聞くと、ここが使えなくななくなるかもしれない人がいることは、非常に残念です。もし、他の施設に機能を移すのであれば、スタッフ、人の関わりが重要視できる地域が周南市にあればいいなと思います。この事業は継続すると市長の方からありましたので、どこでやるにしても青少年の健全育成には、重要な機関というか取組だと思っています。

●大野委員

片山委員と同じような意見なのですが、大田原で実際に活動されている山口大学のトムソーヤという団体は、私のところにも来ていただいております、活動をよく見させていただくことがあるのですが、非常に献身的で子供たちともすぐ仲良くなって、子供たちがいろいろなことに対して目覚めるようなきっかけを与えてくれているなあという感想を持っています。そういった団体が大田原で活動されていることで、また、町の中で育った子供たち、例えばストーブの上に手を置いてはいけないことを知らないような子供が、自然に触れる貴重な体験ができる施設だなと思いました。利用率を見ました時に、7月、8月が非常に高いです。東日本の震災の前年度、前々年度の山口でも土砂災害や冠水や豪雨がありましたけど、ちょうどその時期に重なっています。私もボランティアの活動に参加いたしましたが、ほとんどの方がここで暮らしていて何十年もこんなことはなかったと話をされています。昔とは、気象条件が変わってきていると感じますので、場所については検討の余地があるのではないかと強く感じております。

●松田委員

考え方は、片山委員、大野委員と同じです。実際に視察させていただいて、素晴らしい環境や状況で運営がされていることはわかりました。ただ、子供さんの命を預かる責任が、第1です。できたら、ここに代わる安全な地域でこの事業が継続して行われればいいなと思います。市外の方や更生保護の関係の方からも、大田原自然の家を利用していい研修ができましたという話を伺ったりもしていますので、この事業は続けていただき、場所的にここではむずかしいのであれば、どこかに移転をというふうに思います。

●池永委員

県外のどの施設と比べても、非常に特色のある施設だなと思います。木造で出来ていて、自然にあふれた場所、建物だと思います。いいなと思いますが、1番はやはり安心、安全だと思います。

先ほども、話が出ていますように、人材育成が素晴らしいと思います。ボランティアの数が県内の他の施設と比べても、目立っていると思います。こういった点も重要視しなければいけないと思います。須々万地区にある「ふれあいの森何でも工房」も1万人の利用がありますので、こうした施設で、家族で親子でいろいろ体験したいという人が増えてきているのだらうと思います。そうであれば、この事業を続けて行くことが必要かなと感じました。

●市長

ありがとうございました。幅広い見地から様々なご意見を頂戴いたしました。どうもありがとうございました。

私といたしましても、頂戴いたしましたご意見を踏まえまして熟考を重ね、大田原自然の家についての今後の方向性について決定してまいりたいと考えております。

それでは、時間になったようですので、本日の総合教育会議を終了させていただきます。今後も、皆さんと連携を深め、本市教育のさらなる充実・発展に向け努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、貴重なご意見やご提言をいただき、心から感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして平成28年度「第2回 周南市総合教育会議」を終了いたします。お疲れ様でした。